

# TIEA (滝川国際交流協会) 語学教室 [春・夏]

【申込期間】 3月25日(月)～4月9日(火) ※申し込みが5人未満の教室は開講しません。

【申込方法】 電話でお申し込みください(受付時間: 9時30分～16時/土・日・祝日を除く)。

【期間】 4～9月まで、各教室・全15回を予定しています。



教室名	時間	場所	定員	受講料
英会話	ベーシック昼	木曜日 11:00～11:50	たきかわ観光国際スクエア	各10人程度 各13,000円
	ベーシック夜	水曜日 18:00～18:50	街なかひろば 「く・る・る」	
	アドバンス	水曜日 19:00～19:50		
韓国語	中級	木曜日 18:00～18:50		
	上級	木曜日 19:00～19:50		
	初級	木曜日 20:00～20:50		
キッズイングリッシュ (小学生向け)	入門	火曜日 17:00～17:50	たきかわ観光国際スクエア	
	レベルアップ	火曜日 17:00～17:50		

※会員以外の方は、受講料とは別に滝川国際交流協会への入会が必要となります(年会費3,000円)。

※別途テキスト代がかかる教室もあります。

問合せ先 滝川国際交流協会 Tel.74-8580

## 医療費の助成制度のご案内【令和6年4月現在】

	対象者	適用医療費	窓口での医療費の負担(注)
医療費 重度心身障害者	身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方 ※3級は心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る	入院、通院、歯科、調剤、指定訪問看護などにかかった健康保険適用分の医療費	◆中学生以下(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→自己負担なし ◆上記以外の市・道民税<非課税世帯>初診時一部負担金のみ負担<課税世帯>医療費の1割を負担
	重度の知的障がいと診断された方(療育手帳A判定)		
	精神保健福祉手帳1級の交付を受けている方	通院、歯科、調剤、指定訪問看護などにかかった健康保険適用分の医療費 ※入院は対象外	
医療費 ひとり親家庭等	ひとり親家庭で20歳未満の子を扶養している母または父	入院、指定訪問看護にかかった健康保険適用分の医療費	◆上記以外の市・道民税<非課税世帯>初診時一部負担金のみ負担<課税世帯>医療費の1割を負担
	ひとり親家庭の母または父に扶養されている、もしくは両親がいないなどの20歳未満の子 ※18～20歳については、学生などに限る	入院、通院、歯科、調剤、指定訪問看護などにかかった健康保険適用分の医療費	
医療費 子ども	中学生以下の子(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	入院、通院、歯科、調剤、指定訪問看護などにかかった健康保険適用分の医療費	自己負担なし

(注)・重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度には所得制限があります。

- ・1か月および年間の自己負担限度額があります。
- ・文書料、差額ベッド代などの保険外診療や入院時の食事は助成の対象となりません。
- ・指定訪問看護の療養費の1割(別途月額限度額あり)は助成の対象となりません(ただし、中学生以下は除く)。

問合せ先 保険医療課 Tel.28-8018